

第1回東京都北区資源循環推進審議会 議事録

日時：平成30年5月9日（水） 10:00～

場所：北区第一庁舎 4階 第二委員会室

出席者：

委員	[出席] 山谷委員、上遠野委員、名取委員、小田切委員、永井委員、石川委員、唯根委員、渡辺委員、石山委員、長谷川委員、鈴木委員、小笹委員、尾花委員、鰐淵委員、斉藤委員、中嶋委員
事務局	北区：早川生活環境部長、土屋生活環境部参事（リサイクル清掃課長）、大石北区清掃事務所長、半田計画事業係長 八千代エンジニアリング株式会社：後藤、寺神戸

欠席者：

委員	松波委員、小川委員、田村委員
事務局	戸澤北区清掃事務所副所長

【次第】

1. 委嘱状の交付について
2. 委員の紹介について
3. 諮問について
4. 会長及び副会長の互選について
5. 審議会の運営について
6. 北区の清掃事業及び資源回収事業について
7. 東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）について
8. その他
(1) 次回審議会の開会日について

【配付資料】

- ・ 第1回東京都北区資源循環推進審議会審議会次第
- ・ 資料1 委員名簿
- ・ 資料2 諮問文（写）
- ・ 資料3 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例、
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抜粋）
- ・ 資料4 東京都北区資源循環推進審議会議事録の取り扱いについて（案）
- ・ 資料5 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（案）
- ・ 資料6 北区の清掃事業及び資源回収事業について
- ・ 更なるごみの減量化のための具体策について 答申
- ・ 東京都北区一般廃棄物処理基本計画 2015 概要版
- ・ 平成30年度北区一般廃棄物処理実施計画

- ・東京都北区災害廃棄物処理計画概要版
- ・東京都北区一般廃棄物処理基本計画 2015【当日席上配付】
- ・東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）【当日席上配付】
- ・東京都北区災害廃棄物（資料編）【当日席上配付】

〔議事〕

開会

○事務局（生活環境部長）

おはようございます。定刻の10時少し前ですが、本日もご出席の皆様方全員にお越しいただいておりますので、ただいまから平成30年度第1回東京都北区資源循環推進審議会を開催させていただきます。お足下の悪い中どうもありがとうございます。私は本審議会の事務局を努めさせていただきます生活環境部長の早川雅子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は初めての審議会になりますので、後ほど皆様に、会長、副会長の選任をお願いいたします。それまで私が進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の資料の確認をさせていただきます。

恐れ入りますが、5月2日に送付させていただいております東京都北区資源循環推進審議会というA4 1枚の資料はございますでしょうか。そちらの一番上にある資源循環推進審議会の本日の次第の裏面に配付資料を記載させていただいております。そちらをご覧くださいまして、確認をさせていただきます。

- ・審議会の次第
- ・資料1 委員名簿
- ・資料2 審議会の諮問文
- ・資料3 A4表裏の条例、規則
- ・資料4 審議会議事録の取り扱いについて
- ・資料5 審議会今後の進め方の案
- ・資料6 北区の清掃事業及び資源回収事業について
- ・更なるごみの減量化のための具体策について
- ・東京都北区一般廃棄物処理基本計画 2015 の概要版

パンフレット状になっております。現行の計画の概要版でございます。

- ・平成30年度北区一般廃棄物処理実施計画
- ・東京都北区災害廃棄物処理計画概要版

ここまでが事前に送付させていただいたものです。

それから本日の席上配付でございます。

- ・東京都北区一般廃棄物処理基本計画 2015
- ・東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）
- ・東京都北区災害廃棄物（資料編）となっております。

最後になりますが、配付資料には書いておりませんが、冊子の「家庭ごみ・資源の分け方出し方 平成30年度版」。以上が席上配付資料となっております。大丈夫でしょうか。たくさんありまして、申し訳ありません。

それではこれで資料の確認とさせていただきます。

それから、委員の皆様には3点ほどお願いがございます。

一点目でございます。席上に黄緑色のエコバッグを用意させていただきます。こうした審議会では区では封筒をご用意させていただくことが多いのですが、こういう（ごみ減量を目指す）趣旨の審議会でございますので、資料等のお持ち帰りには、この黄緑色のエコバッグをご活用いただければと思います。

二点目のお願いです。審議会ではペットボトル（のお茶）をご用意させていただくことが普通でございますが、本審議会ではペットボトル（のお茶）のご用意はいたしません。これから暑い季節になりますので、水筒等のご用意を必要に応じてお願いいたします。

それから三点目です。本日の資料もですが、資料はできる限り紙を節約して、両面印刷とさせていただきます。

この三点について恐縮でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではお手元の審議会の次第に基づきまして、順次議事を進めさせていただきます。

1 委嘱状の交付

2 委員の紹介（資料1）

委嘱状の交付、委員の紹介、事務局の紹介を行った。

○事務局（生活環境部長）

以上、委員の皆様のご紹介とさせていただきます。

次に定足数の確認をさせていただきます。本日は委員19名中、17名のご出席をいただいております。審議会の定足数である過半数を満たしているため、規則に基づきまして、本審議会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に次第の3に移らせていただきます。

3 諮問について（資料2）

○事務局（生活環境部長）

諮問についてお話をさせていただきます。資料の2になります。本来、花川区長がお話をさせていただくところでございますが、区長が公務により欠席させていただいておりますので、私からご説明をさせていただきます。

まず、資料2の表面を読み上げさせていただきます。

東京都北区資源循環推進審議会殿

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条3項の規定に基づき、下記事項について諮問します。東京都北区長 花川與惣太 記 今後のリサイクル清掃事業のあり方について以上でございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧くださいませ。諮問の趣旨についてでございます。

平成26年1月、東京都北区資源循環推進審議会からの答申を受け、区は平成27年3月「東京都北区一般廃棄物処理基本計画2015」を策定し、更なるごみの減量化を目指し、リサイクル事業や清掃事業を推進してまいりました。

同計画策定後4年が経過をいたしまして、計画で設定しているごみの減量・資源化の目標を達成するためには、同計画を検証し見直す必要がございます。

今後、資源循環社会をより推進していくためには、北区がどのような施策を展開していくかを検討し、東京都北区一般廃棄物処理基本計画 2015 を改定することが喫緊の課題となっております。そのため「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」東京都北区資源循環審議会に諮問するものでございます。

以上でございます。

4 会長及び副会長の互選について

○事務局（生活環境部長）

続きまして、次第の4会長及び副会長の互選に移らせていただきます。廃棄物の処理及び再利用に関する規則の第4条第2項により会長は委員の互選ということになっております。委員の皆様、会長につきましていかがいたしましょうか。

○委員

はい。

○事務局（生活環境部長）

はい。〇〇委員お願いいたします。

○委員

〇〇でございます。会長について提案をさせていただきます。会長はリサイクル清掃行政に詳しく、他自治体で同様の委員を歴任なさっておられる山谷修作委員をお願いしてはいかがでしょうか。

○事務局（生活環境部長）

ありがとうございます。ただ今、山谷委員をご推薦いただきましたが、委員の皆様いかがでございますでしょうか。

○委員

異議なし。

○事務局（生活環境部長）

ありがとうございます。それでは山谷委員、会長をどうぞよろしくお願いいたします。

次に副会長の選任でございます。副会長も委員の互選ということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

○委員

はい。

○事務局（生活環境部長）

はい。〇〇委員お願いいたします。

○委員

〇〇でございます。副会長は同じく学識経験者から上遠野武司委員をお願いしてはいかがでしょうかと思います。よろしくご審議ください。

○事務局（生活環境部長）

ありがとうございます。ただ今、上遠野委員をご推薦いただきましたが、委員の皆様いかがでございますでしょうか。

○委員

異議なし。

○事務局（生活環境部長）

「異議なし。」とのことでございます。それでは副会長につきましては上遠野委員どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは山谷委員と上遠野委員、大変恐縮ではございますが、会長席、副会長席へのご移動をお願いします。

それではここで、山谷委員と上遠野委員に会長、副会長就任のご挨拶をお願いいたします。会長、副会長どうぞよろしくをお願いいたします。

○会長

ただ今会長にご推薦いただきました、東洋大学の山谷でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。5年ほど前の現在の一般廃棄物処理基本計画の策定に関して、いくつかの重要なトピックスについて検討した資源循環推進審議会では会長を務めさせていただいた関係で、ご推薦いただいたのかと思います。この会を自由闊達に円滑に推進してまいりたいと思います。上遠野副会長、よろしくご協力をお願いいたします。皆様方にもよろしくご協力をお願いいたします。

○副会長

大東文化大学経済学部上遠野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。山谷会長からお話がありましたように、私もその審議会に北区区民のひとりとしてお手伝いさせていただきました。その時、あまりに自分の意識の低さを痛感しまして、その後ごみの出し方等は自分なりに気をつけているつもりですが、なかなか考えていることと、行動が伴いません。今後、ますます資源を大事にするという視点を持ちながら、「エコという活動は苦しい」という感覚があるとなかなか長続きしないので、「あまり苦痛にならないようなエコを」という視点から、できれば北区のモデルというようなどころまでたどりつけることを考えていければと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（生活環境部長）

会長、副会長ありがとうございました。それではこれからの進行につきましては山谷会長にどうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長

それでは会議を進行させていただきます。議題の5審議会の運営につきまして、事務局からお願いいたします。

5 審議会の運営について（資料3）

○事務局（リサイクル清掃課長）

リサイクル清掃課長から説明させていただきます。

資料3をお願いします。

この資料は、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を抜粋したもので、条例の第7条で、当審議会の設置について定めています。

第1項では、一般廃棄物の減量と適正な処理に関する事項について、調査審議するため、区長の附属機関として当審議会を置くとしており、第2項では、区長は一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定にあたっては審議会に諮らなければならないと定めています。

次に第3項では、お示しのとおり調査審議事項を定めており、第4項では、審議会は、一般廃棄物の減量と適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができるとしてい

ます。

第5項以降は、審議会の組織や任期などを定めています。

次に、裏面をお願いします。

こちらの資料は、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を抜粋したもので、お示しのとおり、第3条では審議会の構成、第4条では会長及び副会長の設置、第5条では会議等について、第6条では委員以外の者の出席について定めています。

また、第5条4項では、会議は公開を原則としています。

そして、第6条2項では、会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。としています。

次に、資料4をお願いします。

資料4では、当審議会における議事録の取扱いについて、ご提案するものです。

1でお示しのとおり、次回審議会の席上に前回審議会の議事録原案を配付いたします。その後、各委員におかれましては、議事録原案について、誤りがあれば、配付後1週間以内に事務局までお知らせください。

その後、会長において最終確認後、議事録といたします。

また、議事録は委員名を伏せるものとします。そして、リサイクル清掃課に備え置くとともに、区のホームページで公開いたします。

なお、最終の審議会については、議事録原案を各委員に送付させていただき、各委員のご確認後、会長において最終確認をいただいた後、議事録といたします。

従いまして、当審議会では、議事録を作成する関係から、また、審議会を公開としていることから、発言の際は、マイクをご使用してください。マイク使用の際は、マイクの電源をオンにしてください。また、混線を防ぐため発言終了時には、電源をお切りくださるようご協力ください。

私からの説明は以上となります。

○会長

ありがとうございました。皆さんから今の説明について何かご質問はありますか。大丈夫でしょうか。それでは議事録の扱いにつきまして、これでよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○委員

一つだけよろしいでしょうか。

○会長

はい。どうぞ。

○委員

今の説明で、規則の読み方としては、これは「こう」ではなく「じょう」と読んでいただきがあったことがあります。第一条、第二条、第三条、第四条とあるのを「こう」と読まれたので、一応これは第何条第何項という、法律的には違ってくるので、一応訂正しておきます。

後、六条の2とありますが、これはやはり「ろくじょうのに」と読むわけで、「にこう」とは読まなくて、条文が増えた場合には「ろくじょうのに」となります。

細かいことですが、実際に条文としてこれを適用しますよと言って、仮に裁判官がこれを利用した場合には間違いになってしまうので、訂正させていただきました。失礼をいたしました。

○会長

ありがとうございました。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ご指摘ありがとうございます。

○会長

ご指摘を受けて、これは訂正をさせていただきたいと思います。

次に今後の進め方について事務局から説明お願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

進め方のご提案をします。資料5をお願いします。

資料5では、審議会の今後の進め方について、ご提案するものです。

今回は、第1回から第6回までの審議会の開催を予定しておりまして、お示しのと通りの日程で開催する予定で進めさせていただきます。

なお、6回目の審議会については、2月上旬を予定しており、後日、日程を調整させていただきお示ししていきたいと存じます。

次に、それぞれの審議会の内容についてご説明いたします。

第1回と第2回では、「北区災害廃棄物処理計画（素案）について」をテーマに、ご議論いただきます。第2回～第4回では、「今後の清掃リサイクル事業のあり方について」をテーマに、ご議論いただきます。

そして、第5回で、審議会としての中間のまとめを行っていただき、第6回で審議会としての答申をいただきたいと考えております。

今回の審議会の特徴として、限られた審議会の時間を効率的に進めていくために、各委員の皆様には事前に資料を送付させていただきます。

さらに、各審議会で資料をご説明させていただき、審議会終了後、委員の皆様からのご質問や意見を聴取する時間を設けさせていただき、次の審議会で反映させていただきます。

つまり、審議会の中でご意見等をご発言できなくても、事務局からの資料の説明後、1～2週間程度、ご意見等を述べる機会を設定しているところです。

最後に、資料の下段をお願いします。

先ほど、規則でご説明しました小委員会の設置についてです。前回の審議会と同様に、会長が必要があると認める時は、小委員会を設置いたします。

特に、審議会後に皆様からいただいた意見等を、次の審議会で反映させていく場合など、次の審議会の運営方法等をご協議する場として、小委員会の設置を想定しているところです。なお、小委員会は非公開で運営させていただきます。

資料5の説明は以上です。

○会長

皆様から、何かご質問、ご意見はございませんか。

それでは、今後の進め方はこの案の通りでよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、今後の進め方については、資料5の通りとさせていただきます。

ます。次に議題の6北区の清掃事業及び資源回収事業について説明をお願いいたします。

6 北区の清掃事業及び資源回収事業について（資料6）

○事務局（リサイクル清掃課長）

資料の6をお願いします。

この資料は、北区の清掃事業と資源回収事業の現状を委員の皆様にご理解いただくために作成したもので、事前に配付をさせていただいておりますので、本日は、ポイントを絞って説明します。

まず、1ページ目でございますが、北区における廃棄物処理計画の位置づけとしてですが、北区一般廃棄物処理基本計画が上位にあり、その下に「分別収集計画」と「一般廃棄物処理実施計画」がございます。

これらの計画に基づきまして、北区は清掃事業と資源回収事業を進めております。次に、北区の執行体制です。区長以下、左にございますように、当審議会でご重要な事項につきまして諮問をさせていただきます、当審議会のご提言を受け、重要施策を進めております。

また、区長の下に生活環境部、その下にリサイクル清掃課と北区清掃事務所の組織を設置し、清掃事業と資源回収事業を進めています。

次に、2ページをご覧ください。ごみの処理ルートをお示ししています。

左から、区民の皆様から出されます「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」を、収集・運搬、中間処理、最終処分の順でお示しをしております。下段には、清掃事務所で収集しています「古紙」の流れをお示ししています。

次に、3ページをお願いします。こちらでは、資源回収ルートをお示ししてございます。

上段に、資源の種類として、缶、びん、ペットボトル、古紙などがございまして、最後に古布となっております。

二段目は、収集方法として、左側にステーション、右側に拠点回収、中央に古紙としてごみの集積所と各戸回収、集団回収の2通りの収集方法を示ししています。

次に三段目では、中間処理業者をお示ししています。

最後に一番下には、回収した資源が、どのような物に変わっていくかをお示ししております。

次に、4ページをお願いします。北区のごみと資源の分別区分をお示ししています。左から分別項目と具体的な品目、排出場所、排出方法、収集頻度を順にお示ししております。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源、その他資源と、一番下の集団回収としまして、区民の方が自主回収している事業を説明しています。

このような方法で、北区は清掃事業と資源回収事業を行っております。

次に5ページ以降については、これまでの説明に加えて、具体的な数字をお示しし、ご説明していきます。5ページでは、清掃事業での可燃ごみ量と不燃ごみ量の推移をお示ししています。お示しのとおり若干ですが減少傾向にあります。

また、下段では、不燃ごみの資源化量と比率をお示ししており、右肩上がりとなっております。なお、平成30年度末の不燃ごみの堀船船舶中継所の休止に伴い、来年度以降は、90%資源化を図ってまいります。

次に6ページでは、粗大ごみの量、下のグラフでは資源化量と比率をお示ししており、粗大ごみ量は減少から横ばい、資源化量と比率は横ばい傾向となっております。

次に7ページでは、資源回収事業として、古紙回収量とびんの回収量をお示ししております。古紙回収量は、新聞などの購読者が減っていることもあり、若干右肩下がりとなっています。

下段のステーション回収としての、びんの回収量は横ばい傾向となっています。

次に8ページでは、ステーション回収の内、缶の回収量とアルミ缶とスチール缶の内訳をお示ししております。一度減少したものの、若干ですが増加傾向となっています。

下段の表では、ペットボトルの回収量をお示ししております。若干ですが増加傾向となっています。

なお、平成27年2月以降は、役所が実施していました店頭回収を終了しております。

次に9ページでは、紙パックの回収量をお示ししております。こちらは減少傾向にあります。乾電池等につきましては、前々回の審議会の答申を受け、水銀入りの乾電池だけを収集していましたが、平成21年6月に回収を終了し、その後は、リサイクル清掃課、清掃事務所の両窓口で回収しております。

次に10ページでは、発泡トレイの回収量と廃食油の回収量をお示ししています。

発泡トレイは上昇して横ばい傾向、廃食油は上昇し減少傾向となっています。

次に11ページでは、10世帯以上で構成される団体が、団体自ら資源回収業者と契約し、お示しの資源を回収する活動に対し、区は1kg当たり6円の報奨金を支給している事業で、北区では40年以上の歴史があります。グラフでは、平成26年度までは回収量は上昇傾向でしたが、それ以降は下降傾向となっています。

次に12ページでは、平成26年～28年の直近3年のごみ減量傾向として、千代田区から江戸川区まで23区を比較し、それぞれのごみ量と前年比、減量割合、2年間の総減量割合をお示しております。下のグラフでは、2年間の総減量割合を棒グラフでお示ししており、一番左側は減量率が高く2.79%の豊島区、右側は減量率が低く-3.22%の新宿区となっております。ちょうど真ん中の黒い線が、23区平均となっております。北区は2.25%となっております。

次に13ページでは、北区のごみ・リサイクル品目別の実績となっております。

具体的にごみの品目について収集の実績を、平成25年から平成28年の4ヵ年をまとめております。その中で、ごみの排出量ということで、下から4段目が、資源を除く北区のごみ排出量となっております。平成25年度=87,722トン、平成26年度=85,590トン、平成27年=85,396トン、平成28年度=83,662トンで、微減あるいは横ばいとなっています。

また、一番下はリサイクル率となっております。左から18.4%、19.3%、19.0%、19.0%ということで、横ばい傾向となっています。

そして、下段のグラフは、現行の一般廃棄物処理基本計画での目標数値を折れ線グラフで、平成28年度までの実績値を棒グラフで、お示ししています。平成28年度までは、ほぼ予定どおりで推移しています。

最後に14ページをお願いします。上段のグラフは、1人1日当たりのごみ排出量を表しており、現行の一般廃棄物処理基本計画での目標数値を折れ線グラフで、平成28年度までの実績値を棒グラフで、お示ししています。こちらも予定どおりで推移しています。

中段のグラフは、ごみ処理とリサイクルに要した経費を平成25年度～平成28年度で表したものです。

そして、下段のグラフでは、区民一人当たりのごみ処理とリサイクルの年間経費を棒グラフで表しています。数値的には減少傾向にあります。

○会長

ありがとうございました。皆さんから質問がございましたらよろしくお願ひいたします。○○委員どうぞ。

○委員

基本的なことを教えてください。拠点回収とステーション回収のイメージがわからなかったので教えてください。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ステーション回収というのは各町会、自治会にそれぞれ資源回収場所の設置をお願いしまして、区内に約 5000 箇所ばかりあると思います。詳しくは、担当係長から説明いたします。

○事務局（計画事業係長）

質問の一つ目ステーション回収の方は町会・自治会に近い場所を決めていただいて、これは北区に約 5200 箇所あり、びん、缶、ペットボトルを出していただく場所で、北区では業者に委託して回収している場所でございます。拠点回収につきましては、数はそんなになくて、紙パック、発泡トレイを、資料 6 の 4 ページを見ていただくと、公共機関などで、紙パックは 48 箇所、発泡トレイは 31 箇所、こういった場所でサンクルポストを設置して、そこに出していただくのが拠点回収になります。

○事務局（リサイクル清掃課長）

総括すると、まずステーション回収については、主にびん、缶の回収を行っておりまして、「北区の家庭ごみ・資源の分け方出し方」の 14 ページをご覧ください、下段のところに「ステーション回収とは？ びん・缶・ペットボトルの回収拠点のことです。」というのが載っております。ステーション回収の場所については、4 段落目にありますように、各町会・自治会などをお願いして、地域の方が保管・管理を行うものでございます。拠点回収につきましては、先ほど係長から説明させていただきましたが、それ以外に区民センターなどの公共施設やスーパーマーケットの店頭などでも行っておりまして、紙パック、食品発泡トレイ、水銀電池の回収、廃食用油の回収なども実施しています。

○委員

もっと、すっとお答えいただけると思っていたのですが、結構皆さんみなさん苦勞されていたので、ついでにもう一つ基本的なことであろうことを質問させていただきます。発泡スチロールトレイと区別がつかないもので、「プラ」と書いてあるものがございます。三角のプラと書いてあるものは似ていますよね。だけど質感がちょっと違う。プラと書いてあるものは、そもそも集められるものなのか、そうじゃないのか、発泡スチロールトレイとプラと書いてある同じようなものだけど、ちょっと硬めのプラスチックの区別が私はできません。一緒にできる場合があるのかな。実は私の弟が昔東京都清掃局にいたことがございまして、聞いてみたら、「市町村ごとに違う」と言われました。それで、プラは可燃ごみとして捨てていいものなのか、それともいわゆる発泡トレイの一種として同じようにリサイクルに回していいのか。いつも悩んでいるので、教えていただきたい。以上です。

○会長

事務局からご説明いただけますか。23 区では 12 区が容器包装プラスチック全体を分別収集し

資源化しています。残りの半分の区が北区も含めまして、容器包装プラスチックという範疇の中のトレイ等の特定の品目に限ってリサイクルルートに乗せています。こんな状況です。じゃあ事務局からお願いします。

○事務局（生活環境部長）

会長ありがとうございます。会長からお話があったとおり、リサイクルマークが付いている物が、容器包装リサイクル法に基づく物ということでございます。それに対して、北区が行っておりますのは、先ほどの「北区の家庭ごみ・資源の分け方出し方」の16ページの上の段の右側のところに「トレイの出し方」という表示をさせていただいています。これが、現在北区が拠点回収として行っている回収でございます。これはお刺身とか、何か食品が乗っているトレイ、これを「洗って乾かして拠点回収に入れてください。」というもので、北区はこうした物の回収をしています。本審議会でもご議論いただくことかと思いますが、容器包装リサイクルで全ての容器包装プラスチックの回収をやりますと、経費の負担が大きいことなどがあることから、北区としては、トレイについては分別収集しているとご理解いただければと存じます。

今後ご議論いただきたいところだと思っています。

○会長

事務局の説明は以上ですか。一番重要なところはトレイについても販売店さんのご協力も得ながら、ばらで売っていただくという取り組みを、区にも働きかけていただきたい。また、もう、そういう取り組みをやっている環境配慮のお店も増えてきております。そして、購入する際には、消費者もできるだけ、ばら売りをしている環境配慮のお店を利用する、というようなことで、発生抑制に取り組むことがやはり一番重要と思います。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

はい。○○委員。

○委員

ちょっと教えていただきたいのですが、可燃ごみ、あるいは不燃ごみの現在収集方法について、滝野川地区は戸別収集で王子・赤羽地区は集積所収集ということでよろしいですか。確認です。

○事務局（リサイクル清掃課長）

そのとおりです。

○委員

よろしいですね。それに対して資料6の4ページを見ますと、集積所が9,950か所で、各戸18,500か所、集積所は集まっているから当然そういう数字になりますね。滝野川地区の戸別収集はモデル事業ですか。部長がうなずいているから、そうですね。実は私、基本計画2000の頃に確か同じようなことを申し上げたことがあるのですが、モデルと言っている以上は、その成果をあげて、やがて赤羽、王子地区に浸透していくのが本来のモデル事業と思っています。ただ経費の問題とか車両の問題とかいろんなことがあって、その都度お伺いしていますが、いまだにそのようなご答弁と理解してよろしいですか。というのは、王子地区も赤羽地区もぜひ、戸別収集にさせていただきたいのが住民ほとんどの願いです。そうでもないかな。私はそう思っています。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

委員からご紹介があった戸別収集ですが、北区全体では約3分の1の地域になりますが、滝野

川地区で平成14年から行っている事業です。これは、当時放火が多かったということが一つの要因となって始めたと聞いております。10年以上続けているにも関わらず、まだモデルということについて、今、委員からお話があったように経費の問題ですとか、効率化の問題、また、集合住宅が多くなっている事情もございます。もちろん経費の問題と区の清掃職員が対応しなければならぬ課題もありますが、この審議会の中で、今後の清掃リサイクル事業のあり方を検討していく中で、今後、ご議論いただいて、事務局としても戸別収集の考え方をまとめていきたいと思っております。今のところはまだ、モデル事業ということで認識していただきたいと思っております。

○委員

ありがとうございます。私は、個人的な意見は戸別収集いいなと思っております。他の地区は存じませんが、王子地区の中でいろんな問題がある時、清掃事務所の方にご相談して戸別収集していただいております。そういうところは非常に助かって、住民としてはよこんでいるという経緯があります。集積所方式がいいといわれる方も確かにいらっしゃるの事実のようですので、一概に言えませんが、今後モデルという以上は、いずれいつかはモデルを解消して、北区全域で普及するのか、やっぱりモデルをやった結果、現状通りでいくのか、明らかにする時期がどこかであるのだらうと思っております。区議の先生方もいらっしゃるの、区議会で議論があるかは知りませんが、当然、モデルというのはそういう性格だらうと思っております。たとえばコミュニティバスのモデル事業もそうですけどね。一言、申しあげました。以上です。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。西暦でいいますと2007年には品川区が全域で戸別をやっておりますし、2013年から2015年にかけては、3年がかりで台東区も全域で戸別収集行っています。北区は高齢化対応にはかなり力を入れておられますので、清掃業務においても、高齢化対応という視点からも戸別収集について検討を進めることは、北区にとっても当面する重要な課題ではなかと私も思います。はい。ありがとうございます。

○委員

資料6のグラフで4年間の経緯を説明いただいたのですが、減少するとか、少しあがっているとか。この分析はされているのですか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ごみ処理とリサイクル経費についてのご質問だと思います。リサイクル化がどの程度進んだかにもよりますが、ごみ量が減れば、全体の経費が下がるという傾向にあるのかなというところがございます。ごみ全体の量が平成28年は8万3千トンございまして、このうちの約6割が事業系のごみだと言われております。このごみ量が平成27年の8万5千トンから平成28年では8万3千トン、今はもう少し減少しているのかなと思っておりますが、ごみ全体の量が減るとやはり清掃事業費の全体経費が下がってくる傾向にあるのかなと思っております。また、今のご質問の中で「そのあたりの分析はしているのか。」とのことですが、細かいところまでは分析しておりません。

ただ、先ほどの説明させていただいた堀船清掃作業所がこの平成30年度末で休止となる事情がございます。不燃ごみの資源化率を90%まで上げようという考えでございまして、平成31年度以降、不燃ごみの資源化に伴い、資源化による委託経費はかかりますが、いわゆる全体の経費もどのくらい下がったかということが分析できるのかなと考えています。

○会長

〇〇委員いかがですか。よろしいでしょうか。

〇委員

はい。

〇会長

他にいかがでしょうか。〇〇委員どうぞ。

〇委員

ごみの減量とリサイクルが切っても切れない関係だとは存じ上げていますが、この先リサイクルができないような時代が来た時、中国の資源ごみの輸入禁止問題から特に金属系とか、発泡トレイ、ペットボトル等は輸出できない状況で、国内で回りきれないとすると、今後、売っていたものが売れない事態が来ると思いますが、ごみの減量だけでは、今後かかる経費とかはどのように考えているのですか。そこを考えて行かないと、循環審議会のタイトルである資源循環が永続できないと、業者として考えています。区としての今後の方針、考え方を教えていただきたいと思えます。

〇事務局（リサイクル清掃課長）

中国が資源の輸入を受けていない傾向があるという新聞報道があります。日本の資源を中国に一番、輸出しているわけがございます。基本的な考え方は、ごみの自区内処理の考え方からいきますと、できればリサイクルも国内処理ということになります。いわゆるごみの問題も自区内でなんとか解決するというのが基本でございます。

ですからリサイクルも国内でうまく処理していければ一番いいわけございまして、今、中国の需用が減っているから、今後危ないという話がありますが、やはり国内でうまく循環させていくことを考えるのがまず大事だと考えています。また、ご指摘の外国に依存しなければいけない部分については、状況を注視していかなければならないと考えているところでございます。基本的には国内でリサイクルを行っていくことが大切であると認識しております。

〇会長

ありがとうございます。私も外国から輸入され積み上げられたプラスチックのベールを見たことがあります。だいたい汚れておりまして、よくこんな汚いものを輸入するなど感じたことがあります。中国としてはそのようなものでも輸入されていて、環境にすごく中国は敏感になっています。排ガスの問題もそうですし、廃棄物、資源物の問題もです。

それで古紙については、ちょっと値下がりしているということですが、この公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の方に聞きましたら、ペットボトルは若干ですが値下がりですね、容リプラも値下がり傾向ですが、若干ですね。今後の状況は、様子を見るということしかないかなと思います。しかし、中国国内としては、これまで汚染されて入ってきていたものは歯止めをかけようという方向で、正常な規制行動ではないかと私は思います。その輸入元ですが、日本からのものではないです。古紙などにしても品質がよくないものはアメリカです。他の品目についてもアメリカからかなり品質の悪いものが入っていた状況で、日本製品に対しては引き続き品質が良いという評価をしているのではないかと思います。〇〇委員お願いします。

〇委員

先ほど〇〇委員から、滝野川地区の平成14年からやっている戸別収集について、議会でも個人的にも、取り上げたことがございます。これから高齢化が進む中で、滝野川地区だけの問題ではなく、王子地区、赤羽地区と様々な要望、また課題も出てくるかと思っております。そして北区

の人口が35万人を越えました。その中で外国人もかなり増えているということで、決して差別的な発言ではなく、いろんな意味でルールをご存知なくて、ごみ出しのルールといったことが分からずにステーションに出してしまって、近隣の方に迷惑をかけてしまうという事例も相談をいただいております。そういった意味では、今後はやはり、戸別収集をしっかりと検討すべき段階になっているのではないかと考えております。一方で、滝野川地区の戸別収集には労力とやはりお金もかかってくるというのは事実で、その人をどうやって雇う、その予算や、また、業者を育てる、業者を守っていかなければなりませんし、そのあたりのところを議会でも、しっかり区長に、そういう物が必要であるということを、はっきり声を上げることが必要ではないかと考えています。

一つ質問ですが、ごみの減量が右肩下がりになっている分析はなかなかできていないとのことでしたが、11ページの集団回収につきましては、平成26年度から平成28年度にだんだん減っていますが、これについてはどう見ていらっしゃるのかお聞かせください。

○事務局（リサイクル清掃課長）

集団回収は40年続いている事業でございまして、一番の大きな課題としましては、集団回収事業を支える担い手がだんだん減ってきていることがございます。さらに、マンションなどの集合住宅が多くなってございまして、この集団回収自体の取り組みのPRをしないといけない、というのもあります。一番大きい課題である担い手不足を解消するために、優良な事業者が活動団体を支援する集団回収事業者認定制度を平成28年度から導入させていただきました。これは前回の審議会でも答申を受けて導入した制度でして、これで一定の実績が上がってきたのではないかと考えているところです。このグラフでは平成28年度までの実績を示めさせていただいておりますが、平成29年度以降は、実績を確認してみないと右肩下がりかどうか、横ばいなのかどうか分析ができないところがございます。いずれにしても、いろんな課題をクリアしながら、40年続くこの集団回収事業を継続していきたいと考えております。

もう一つは先ほど説明しましたように、新聞購読量ですとか、雑誌の発行部数などが減っている関係で紙自体の量が減っています。今は、インターネットにより様々な情報が得られますので、そのことも関係していると考えています。

○委員

ありがとうございます。確かにそのとおりでと思います。量としては出ていますが、団体数としてはいかがなものでしょうか。減少しているのでしょうか、それとも40年前との推移としては変わらずきているのでしょうか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

団体の数としては、平成26年度が383団体で、平成27年度は390団体、平成28年度が396団体となっています。

○委員

担い手不足のお話がありましたが、団体は増えているので、資源循環に関するまた、リサイクルに関する意識が高まっていて、いいことだと考えているので、引き続き継続する努力をしていただきたいと思います。

一方で高齢化が進んでいくということは、担い手不足は否めないことなので、先ほど鈴木委員からもありましたが、戸別収集ですね、やっぱりお金がかかることで、お金が潤沢にあれば、それは北区全体でやりますよというお話なのかもしれませんが、ただ、そのあたりも財政問題、担

い手不足、高齢化に伴うごみを出せないような状況も発生することを考えて、今のうちからしっかりと論議していくことが必要だと思いますので、当審議会でも真正面からいろんな議論をするとよいなと思っております。よろしくお願いたします。

○会長

ありがとうございます。団体数は増えているということですので、団体増加の働きかけを、集合住宅を中心に行っている営業成果ではないかと思えます。私からお願いしたいのは、その集団回収で集める品目ですね。雑がみが4割程度を占めておりますので、雑がみに重点を置くという形ですね、協力団体さんも雑がみをだんだん視野にいれつつありますけど、雑がみも回収品目として明確に位置付ける。そして、その回収に協力しやすいように雑がみ保管袋などを配付したりするのをお考えになるもの一案と思えます。よろしくお願いたします。○○委員お願いたします。

○委員

先ほど戸別収集の意見が出ていました。前回の資源循環委員会も資料を見ていると戸別収集のアンケートが行われていますが、こういった審議会で十分議論するのも重要ですが、住民の意見を広く拾っていただきたい。こういった方向がいいのか、というのを聞いていくというのも、事業系もあるので、さらにごみ収集について、アンケートを実施して計画に反映するなど、住民の意見を広く徴収して計画に反映していくことについてはどう考えていますか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

当審議会はいろんな意見を踏まえて、アンケートあるいはパブリックコメントなどの形で意見などを聴取していく必要があると、基本的には考えているところでございます。ただ、今のところはアンケートをやる予定はありませんが、毎年10月～11月にかけて清掃協力会の地区別懇談会というのを開催させていただいています。これは各地区、19の連合町会単位で行っている懇談会でございます。その場で、各地域の方々からいろいろなご意見をいただく機会となっております。従いまして、清掃協力会の地区別懇談会などの場を活用し、様々なご意見をお聞きしていきたいと考えています。

○委員

かなり、ごみの収集とか、本当にいろいろな様々なご意見があるところなので、ぜひ多くの方の意見を受け取っていただきたい。

○会長

ありがとうございます。では○○委員。

○委員

会長からお話があった雑がみのことで業者の立場でひとつだけ。今私どもの業者では、町会集団回収、区内約145団体の回収を行っています。集団回収に出る雑がみというのは本当にきれいに分別されていて、ちゃんとしたリサイクルのルートに乗せることができます。反面、清掃事業の方も一応雑がみ出してくれという取り組みを行っているのですが、こちらは見る限り現場の意見としては非常にごみの混入率が高い。区の方は取り組んでいるのですが、なかなか広がらない問題です。その先の雑がみの分別の話になると我々回収業者はその古紙の利益の売り上げだけで経営しているものですから、今、実は雑誌と雑がみは持って行く古紙の間屋さんによって価格の違いがありますし、雑誌は通常の価格になるのですが、雑がみは質が悪いものですから、価格がすごく低いです。荒川区は雑がみ持って行っても1kg1円にしかならない。このへんは、(雑がみの資源化に)取り組むのはもちろん重要なことですが、このへんの問題は今後かならず出てきま

す。ぜひ審議会ではこのへんも考えていきたいと思っています。

○会長

品質が悪いというのは、禁忌品が多く含まれているということが中心ですか。

○委員

禁忌品というのもあるのですが、雑誌というのは基本的にホッチキスで留められたマガジン類ですが、だいたい雑がみ扱いになってしまう。だいたい再生紙が多いですから、普通の紙より質が悪いと。当然、禁忌品の混入率が高いと。この禁忌品の混入率の高さは調べられるものではないのですが、何とか調べることも検討が必要です。

○会長

ありがとうございます。非常によい情報を提供していただきました。他にご意見ございませんか。はい。○○委員。

○委員

滝野川ですが、皆さんきちんとすばらしいほど、ルールを守っています。先ほど言われましたが、外国の方がだいぶ増えています。マンションですと、整理する方がいらっしゃいます。でも、普通のアパートは、やはり分別が全然できない。言葉もはっきりしない。そうしますとね、地域ではシルバーの方が地域を回っています。その方が一生懸命片付けてくださっているのですが、これから外国の方がどんどんお見えになってくる。観光とか。増えます。そうしますとごみはいくら区民ががんばっても、守ってくれない方が大勢みえるじゃないですか。ですから、今、まだ小さいですけどね、これから、そういう外国の方の、対処のしかたというか、なんか少しずつ前を向いて進めていけたら、少しは広がっていくのではないかと。思っております。

○会長

事務局から何かご意見ありますか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ごみの出し方、分け方の冊子は日本語となっています。これを外国の方にもわかるような言葉で作成したり、他の進んでいる自治体ではタブレット端末を使って、地元で分け方出し方をタブレットで説明したりする自治体もごございます。従いまして、先進自治体の事例などを調査し研究させていただいて、北区のやり方を考えていきたいと思っています。

○会長

○○委員お願いします。

○委員

実は昨日、北区の北区町会自治会連合会の常任理事会がありまして、赤羽の岩淵ですけど、具体的に言いますけどね、これ、はじめ「Aさん」という外国の人が持っていて、それから「Bさん」という外国の方が変わって、今は、一戸建てだったものを民泊にしているらしい。それでね、17人ぐらい泊まっているとっている。17人っていうのは立って寝るのかっていうぐらい。集団回収をしても、そのあとからどんどんどんどこ捨てる。ところが一週間もそこにいない訳ですよ。要するに来て泊まって行くわけですから。で、この所有者の「Bさん」なる者に誰も会ったこともない。それで6月16日に法律ができますよね、それまでに何とかしますという文面だけは近所に放り込んでいるのだけど、毎日どうしようもない。昨日の発言ですよ。それでね。これ岩淵町ですが、6月16日まで我慢するのにかっている話になっていて、今の長谷川委員のご意見もそうですけど、外国人の、これ旅行者じゃなくて、民泊をしているところに来て泊まって、ごみを捨て

て行っちゃうから、持っている人間は「Bさん」なる者だけど、誰一人会ったことがない。そこに住んでもいない。電話連絡も取れない。本当に困っている。こういうのを何とか取り締まれないかということをおね、警察に言ってもだめですよ。法律的にああだ、こうだ言っても、現実にはきれいになってない。これから、なおかつ、こういうような民泊のことが出てくると、余計このごみの問題が絡んでいて困ったものだと。昨日もこれでもめました。以上です。

○会長

ありがとうございます。6月に民泊新法が施行されますと、かなりやりやすくなると思います。管理事業者の制度がありまして、民泊オーナーから委託を受けて、いろいろな管理業務を、トラブル対応とか、そういう業者が、登録制度ですけど、出てきますので、行政としてはできるだけそういう業者さんに、サービス対応を委託するような方にもっていかせる。という形で取り組んでいただくということしかないですよ。行政が出て行ってどうこういって、そういう民泊制度をきちんと利用していただくように指導していただくことだと思います。

○事務局（生活環境部長）

昨日常任理事会で、そういうお話が出たということは、うかがっています。外国人のごみ出しの問題は清掃事務所でも非常に対応に苦慮しており、非常に苦情が多いところでございます。先ほどお話しいたしました、こういう一般的なもので、多言語に対応していくこと。あわせて個別に、「ここ」とお話があった場合は清掃事務所の職員がお訪ねして個別にお話すること、かなり一生懸命やらせていただいておりますが、まだまだ、なかなかそうしたお話が多いと言う実情がございまして。

それと、民泊について、民泊事業者に対してごみについても適切にやっていきたいと思っておりますし、指導も必要です。また、ごみでも民泊となりますと、事業系ごみとなります。個別に事業系ごみとしてしっかり分別して出していただくとか、そういうところもPR等、お話をさせていただきたいと思っております。こうしたご意見をいただくことを、大変ありがたく思っております。外国人への対応と、当審議会でご意見をいただきたい、大きな課題の一つと思っております。

○会長

ありがとうございます。

○委員

先ほどの戸別収集について、もう一つだけ申し上げたいのですが、集積所に提供していただいているコンテナの管理をご高齢になったり、コンテナの保管をやっていただいている方がやはりご高齢になったりすると、「我が家のことならいいのだけど、隣近所すべてを、私がいつまでもできません。」とお断りされるケースがあります。そうすると、隣の方がすぐ受け取ってくれるかという、なかなかできないというのが現状だと思います。そのたびに皆さんにお骨折りいただいて、戸別に回収しておりますけれど、これからそういう問題が、集積所方式はだんだん出てくるのではないかと思います。人のため世のためという基本的な精神がどんどん薄らいでいきますので、なんで私の家の前に隣近所の5件6件ものごみを出さなければならないの、出した後はきれいに掃除をしなければならない。あるいは不衛生の、集積所、コンテナな保管場所の提供は大変課題になってくるのであろうということを、先ほど付け加えなかったのを、付け加えさせていただきます。

もうひとつ違う観点で、よろしいですか。

以前、この審議会に参加させていただいているときに、確か、ごみの有料化というのが話題に

なりました。今後、北区でも有料化にせざるをえないと、確か行政の方もおっしゃっていたし、その場の雰囲気でも。いま、コンビニとかで袋をもらわないとどうとかこうとか、よくわかりませんが、とにかく、当時はごみの有料化は将来的な課題だとしておりましたが、今、行政はそのあたり、どのような考えなのか教えていただきたい。

○事務局（リサイクル清掃課長）

前回の審議会で、戸別収集の地域拡大と家庭ごみの有料化について答申をいただいています。この答申の中では、継続して検討する新たな課題であるとまとめられています。ご存知のとおり、特別区の場合は東京二十三区清掃一部事務組合が、廃棄物の中間処理を行っております。そこで、ごみの有料化の問題については、今後、23区全体で考えていかなければならない課題であると思っております。また、このごみの有料化の問題につきましては、将来的には避けられない問題だと思っておりますが、いずれにしましても、23区統一的に考えていかないといけないと事務局では認識しています。ただし、当審議会では、委員の皆様から様々なご意見をいただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。副会長何かございますか。副会長お願いします。

○副会長

皆様のお話をうかがって、ごみの問題はいろんなところに関連して、複雑な状況にあると改めて認識させていただきました。ごみを資源化するということでは細かい分別というのは必要になると思いますが、ルールがあまり細かすぎますとわかりにくくなります。ということがありますので、そのあたりは、だれでも理解しやすい分別方法というところを求めていくというのもそうですが、今のお話しで、外国人の問題があります。ごみの問題については、啓発活動というのが、かなり重要ではないかと考えています。学校などを通じて子供を経由してというのはもちろんですが、たとえば、外国人とかですと、漫画、アニメのようなものに関心がある人たちが結構多いように聞いています。どの作家さんかそういうテーマで漫画を画いてくださるか全く検討がつかないのですが、そういうところで、ちょっと夢のあるようなストーリーでアニメを活用して、何か外国人に分かりやすいストーリーを考えられれば少しはお役にたつのかなと思いついたのですが、実際にはどういうことになるか分からないのですが、いろんな方面からそういったごみについて関心を持っていただくというような雰囲気づくりというのも大事だと思います。みなさんいろいろアイデアを出していただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。アニメーションなどは外国人だけでなく若者層にも、入って行きやすいと思いますので、以後、検討していただければと思います。

では、いろいろご意見が出ましたので、次の議題に移らせていただきます。

議題の7 東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）でございます。

7 災害廃棄物処理計画（素案）について

○事務局（リサイクル清掃課長）

私から、「東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）」についてご説明いたします。

今回お示ししています当計画素案ですが、昨年度に庁内関係課で組織した検討会で、一定の取りまとめを行い、区議会へご説明ご報告の後、パブリックコメントを実施しまして素案としてま

とめたものです。

委員の皆様には、事前に、計画（素案）概要版、を送付させていただきましたが、本日計画（素案）と資料編の冊子を配付させていただいたものです。本日は、計画（素案）の概要版を使いまして、ご説明いたします。宜しく願いいたします。

それでは、概要版の資料をお願いします。

1として計画の目的についてです。

首都直下地震をはじめとする大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧、復興に資すること。

二つ目として、平常時にあらかじめ災害廃棄物処理における課題を抽出することで、より具体的かつ実効性ある災害廃棄物処理体制を構築すること。

三つ目として、区、特別区、清掃一組、清掃協議会、東京都、協定に基づく事業者、区民、それぞれの役割を明確化し、円滑な相互連携の実現に資すること、としています。

次に、2として計画の対象です。

自然災害のうち主に地震災害を対象としています。また、災害廃棄物に加えて、通常のごみ・し尿、平常時において区が収集を行っている事業系一般廃棄物、あわせて処理している産業廃棄物についても、同時に収集・運搬することが想定されるため、本計画の対象に含めて検討するとしています。冊子では、3ページ～5ページで詳しくご説明しております。

次に、3として災害廃棄物の発生量についてです。

「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年 東京都防災会議）における被害想定のうち、最大の災害廃棄物発生量が見込まれる東京湾北部地震（冬の18時、風速8m/s）の事例を参考に推計を行いました。

この推計では、区内で発生するがれき量は、約101万トン、し尿は1日で124,797リットル、ごみは1日約108トンでその内、避難所ごみが約23トンとなっています。

こちらについては、冊子の6ページ～7ページには、がれき、し尿、災害時のごみ、それぞれの推計値を詳しくご説明しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

次に、4として災害廃棄物処理の基本的考え方についてです。

こちらでは、衛生的な処理、安全性の確保、分別・再生利用の推進、環境に配慮した処理、経済性に配慮した処理、区民やボランティアとの協力、共同処理及び関係機関との連携の7項目の内容を記載しております。

冊子では9ページで詳しく説明させていただいています。

次に、5として災害廃棄物の処理の流れについてです。

概要版では、がれき処理の流れをご紹介しますが、冊子では、10ページでがれき処理、11ページでし尿処理、12ページでごみ処理の流れ、13ページで災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れをお示ししていますので、こちらも後ほど、ご高覧ください。

次に、6として災害廃棄物対策として平常時に検討すべき項目として

組織体制の検討、情報収集連絡、協力支援体制、道路啓開に伴うがれき処理、公費解体に関するがれき処理、仮置き場等の確保、応急集積場所の確保、地区集積所の確保、一次、二次仮置き場の確保、資源化一時保管場所、最終処分、仮置き場等の原状復帰、し尿処理方法の検討、生活ごみの処理方法の検討、区民への周知の16項目を挙げています。

冊子では16ページ～44ページでまとめています。

冊子の36ページには、地区集積所のレイアウトの例を掲載しています。

地区集積所は、区内の連合町会単位で19カ所に地区集積所を設ける必要があるとしています。

また、40ページには、一次仮置場のレイアウトの例を記載しております。一次仮置場は、東日本大震災の事例から、最低でも1.0ヘクタール程度の広さを目安とし、区内に1カ所以上の確保に努めるとしています。

次に、7として災害廃棄物対策として初動期に検討すべき項目として、初動体制の構築、区民やボランティアへの周知、特別区の連携、災害廃棄物処理実施計画の策定の4項目を挙げており、その中で、がれき処理に関する課題をお示しの12項目、し尿とごみ処理に関する課題をお示しの8項目挙げており、冊子では、45ページ～66ページで詳しくまとめています。

次に、8として災害廃棄物対策として応急期に検討すべき項目として、①発生量、要処理量、処理可能量の見直し、②公費解体範囲の公表、③国庫補助金対応、④特別区で連携した処理の4項目を挙げており、冊子では67ページ～70ページでまとめています。

次に、9として災害廃棄物対策として復旧期に検討すべき項目として、①公費解体受付準備、②公費負担ががれき処理、③進行管理及び計画の見直し、④仮置場の原状回復、⑤特別区で連携した処理、の5項目を挙げております。本計画では71ページ～72ページでまとめています。

次に、10として継続的な見直しとして、①教育、訓練を実施し、計画を検証する。②計画をもとに課題を検討し、実効性を高めるために、継続して計画を見直していく。としており、計画では73ページ～74ページにまとめています。

次に、資料には記載がありませんが、計画策定後の課題について、ご説明いたします。素案の中では整理した役割を各部署が果たしていくことが重要でございまして人員機材の確保など、より具体的な検討を進めていく必要があると考えています。そのためには、今後、災害対策各部の職員行動マニュアル等へ計画内容を反映していくことが計画の実行性を高めるためには重要であると考えています。また、区としては、計画策定がゴールではなく、新たなスタートとして、平常時の災害廃棄物処理対策に力を入れていきたいと考えています。

また、災害時の収集運搬を行うための人員機材をどう確保していくかが特に大きな課題であると認識してございまして、清掃職員の高齢化、退職不補充の方針もあり、区としてもなかなか難しい課題となっています。

次に、委員の皆様から、いただきたい意見やご提言についてです。

区が今後進めていくべき取り組みや処理体制について、ご意見をいただきたいと思っています。また災害廃棄物処理では、災害廃棄物排出段階での対応が大きく復興にも影響すると言われており、区民やボランティアの協力が欠かせません。

そこで、区民の皆様から、排出ルールなどを、どのように周知できれば効果的かなど、例えば、チラシ各戸配付、北区ニュース特集号、防災訓練で説明などについて、是非ご意見をいただきたいと思っています。そのほか事業者の方には、被災者としての立場と、災害廃棄物の運搬など、処理を支える立場という両方の立場から、例えば、現在の協定内容の見直しや、新たな協定締結の必要性などのご意見をいただきたいと思っています。

よろしく願いいたします。以上です。

○会長

ありがとうございます。ただ今説明いただきました「災害廃棄物処理計画（素案）」について何か

ご質問がありましたら。〇〇委員どうぞ。

〇委員

災害時の公衆衛生と、被災者の方々の健康とか命を守ることから、災害廃棄物の早期の処理とまたその流れは大切なことだと考えているのです。まず、一点お伺いしたいのが、区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合なり、また東京二十三区清掃協議会、東京都、協定に基づく事業者、区民それぞれの役割を明確にし、円滑な相互連携の実現に資することと計画に書いてあるのですが、大規模災害時には環七から内側には特定の緊急車両しか入れないと聞いております。清掃車、災害廃棄物を処理する車両は問題なく入れるのかどうかを確認と、これは事業者ごとに、協定とか提携とかしているのか分からないのですが、東日本大震災の時にもガソリンの確保が大きな問題になったと思うのですが、この事業者の方々が車を動かし、廃棄物を処理するためにはガソリンが不可欠になりますが、そのあたりの供給体制がわかったら教えてください。

〇会長

事務局お願いします。

〇事務局（リサイクル清掃課長）

一点目のご質問でございます。環七の内側に入れるのかという問題でございますが、委員ご指摘のとおり、今の規制では、大規模災害が起きた時には、環七の内側には、現在は入れないと聞いています。ですからこのことについては、警察・消防などとの連携、これは東京都を通じて協議していく必要があるのかと思っております。それともう一点は事業者との協力協定のご質問ですが、本編の18ページをご覧くださいと思います。本編の18ページには下段の右側の表では、北区と災害廃棄物処理の協力協定を締結している事業者として、し尿収集車両供給（3社）、北区土木緊急工作隊などの団体をお示ししております。左側の表は、特別区が連携し協力協定を締結することを予定している関係団体を掲載しています。現在、特別区では、清掃リサイクル主管課長会の災害廃棄物処理対策検討会におきまして、お示しの各団体と今後協定を結ぶことを前提に、検討しているところでございます。

〇会長

いかがですか。よろしいですか。どうぞ。

〇委員

ありがとうございます。ガソリンの件はいかがでしょう。おさえていけば、再質問させていただきたいと思います。もう一つやはり環七に現時点では入れないのは、これは東京都と連携して、早期に、これは特定の車両については大規模災害時には入れるようにしていくように強く、区として求めていただいて、意見を言っていないことではないかと思っております。これは災害が起こってからではタイムラグがありますので、今、できることは、今のうちに強く訴えていただきたいと思います。

〇事務局（リサイクル清掃課長）

ガソリンについては、私どもでは把握していないのですが、やはり大事な話でございますので、ガソリンを供給できる事業者との協定は結ぶ考えも出てくるのかなと、必要に応じて考えていかないと行けないという認識がございます。ご意見をいただいた中で、今後、役所の中で関係部署と連携して協議を進めさせていただきます。

〇委員

ありがとうございます。〇〇委員どうぞ。

○委員

私は校正委員を自任しておりまして、漢字についてご指摘したいと思います。「仮置場の現状復帰」は元に戻すという意味だとすると、概要版の「現状復帰」は「原」だと思います。修正していただきたい。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ご指摘ありがとうございます。あと一点、先ほどの説明で漏れていた部分を追加させていただきます。今回、概要版だけを先に送付させていただいております。本編と資料編は本日席上配付なので、中身については、後ほど見ていただいて、私の今の説明も踏まえて、何かご意見、ご質問がある場合は、5月23日水曜日までに、事務局までにメールまたは文書でいただければ、次回の審議会の説明とさせていただきたいと思います。

提出先につきましては次第の一番下にあります、住所、電話番号、アドレスがございますので、こちらにご連絡をいただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。さらにご意見ございましたら、リサイクル清掃課へご連絡いただけましたら、と思います。それでは、最後に議題8その他についてです。第2回以降の会議日程につきまして、この場で決めたいと考えています。事務局お願いします。

8 その他

(1) 次回審議会の開催日について

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは再び資料5をご覧ください。資料5には2回目以降の日程をお示しさせていただいております。第2回目の審議会は、7月9日（月）10時から、第3回目は、8月22日（水）14時から、第4回目は、9月28日（金）14時から、第5回目は、11月5日（月）14時からの開催をご提案いたします。

なお、第4回目だけは、会場の都合により北清掃工場の会議室を予定しておりまして、可能な範囲での工場見学を予定しております。見学の時間については、別途通知にてお知らせいたします。

第4回目以外の審議会は、本日と同じ委員会室を想定しております。

私からのご提案は以上です。

○会長

それでは資料5にお示しいたしました第2回については7月9日10時～、第3回については8月22日14時から、第4回については9月28日14時から、第5回については11月5日14時からでよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

なお、第6回については平成31年2月上旬を目途に開催いたします。日程につきましては、小委員会にご一任いただくということでご了承いただけますでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

ありがとうございます。今後の日程についてはご説明いただいたとおりで開催したいと思えます。その他何かお気づきの点がありませんか。

○事務局（生活環境部長）

参加人数の訂正をさせてください。先ほど、19名の委員のうち、17名の参加と申し上げましたが、16名参加でございました。3名の方が欠席、16名参加で、定足数を満たしていると訂正させていただきます。

1回目から活発なご議論ありがとうございます。先ほどいただきました、戸別収集や有料化の問題ですとか、PRの問題ですとか、外国人の問題ですとか、区議会でもご議論をいただいております、当審議会の中でもご論議をいただきたい、大きな課題だと思っておりますので、2回目以降、前回のアンケート等々のお話もしながら、また、各戸収集、車と人の経費がかかるというのも正直でございます。清掃工場の建て替えも平成34年度から予定しておりますので、そうした所も踏まえて、ご論議いただきたいと思えます。活発なご意見をありがとうございました。

○会長

私からも活発なご意見ありがとうございました。本日の議題これで終了ということで、おひらきにしたいと思います。お疲れ様でした。

閉会（11：48）